

母子保健事業の休止について（協議）

1 休止についての考え方

母子保健事業については、新型コロナウイルス感染症発生以降、事業種別ごとに、国の指導及び指針等を踏まえ、休止又は延期の対応を行ってきた。

しかし、短期間での判断により、市民に休止、再開等の周知を繰り返し行ってきたことにより、次の状況が生じている。

- (1) 休止と再開の連絡が繰り返されていることにより、乳児がいる市民に不安が生じている。
- (2) 健診の休止については、個別に通知を送付するため、同作業に係る業務量が増大している。

以上の理由により、今後の母子保健事業について、一定期間事業を休止し、再開後の事業を円滑に実施できる体制を図りたい。

2 休止する事業

別紙のとおり

3 休止期間

5月1日（金）から6月30日（火）までとする。

4 休止する場合の課題

- (1) 3～4か月児健診については、一定期間の休止により、対象月齢を超えてしまうため未受診者が生じる。
- (2) その他の事業については、市民にとって以下の機会が減少する。
 - ア 相談や育児の相談機会
 - イ 乳幼児の発育発達を確認する機会
 - ウ 保護者の不安の解消機会

5 今後の対応について

(1) 乳幼児健康診査事業について

ア 3～4か月児健診については、対象月齢が6か月末までのため、休止により受診機会を失う乳児が、約260人発生する。これら対象には、個別に電話による相談及び安否確認、希望者には訪問による支援を検討する。また、個別（医療機関）受診への移行の可能性について、西東京市医師会と調整を図る。

イ 3歳児健診については、7月以降順次対象者を移行しながら実施する。

(2) その他の相談事業等について

7月以降は、通常どおり実施する。

また、新たに、相談会等を追加実施することにより、対象月齢などを越えた乳幼児及び保護者への支援体制を整える。

別紙

事業名	休止中の対応
こんにちは赤ちゃん訪問	電話相談の実施
ぱくぱく相談	—
心理経過観察相談	電話相談の実施
発達・経過観察健康診査	特になし
お口の健康支援室	【新規】市ホームページによる健康教育及び個別相談 (電話・面接)
ファミリー学級	【拡充】妊娠届の郵送手続きによる対応 【継続】 ① 電話相談の実施 (初期：後期) ② 妊婦訪問及び個別保健指導の実施 (「特定妊婦」等) 【新規】
マタニティーズ	① 電話相談先の周知 (ホームページに新コンテンツ作成) ② 厚生労働省のリーフレット配布 (妊娠届及びマスク配布時) ③ 市ホームページQ&Aによる健康教育の実施 (赤ちゃんのお世話等)
離乳食スタート	—
離乳食ステップ	—
育児相談	—
1歳相談会	電話相談 (アンケート返信者等)
2歳相談会	個別相談 (電話・面接)
まますた	—
うさびよん	—
びよんびよん	—
ままびっぴ	—

事業名	休止中の対応
3～4カ月児健康診査	<p>① 2月1日以前出生日の乳児260人は、健診受診機会がなくなるため、保健師訪問を希望により実施 （体重測定、6・9か月健康診査の案内、絵本、液体ミルク缶のプレゼント）。</p> <p>② 訪問希望のない家庭には、6・9か月健康診査受診票及び絵本の引換券を郵送。</p> <p>③ 個別健診への移行については、別途検討。</p>
3歳児健康診査	適宜電話相談